

肥料事業者のための

自主的管理マニュアル



コンプライアンス君

令和4年2月

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課

はじめに

我が国で生産される農産物の品質及び安全を確保するためには、農業の基礎的な資材である肥料の品質及び安全を確保することが極めて重要です。

しかしながら、流通している肥料の中には、保証成分量の不足、原料や保証成分等の表示に係る誤り等が散見されており、その結果として大きな経済的被害が生じた事例もあります。こうした誤りの要因として、原料管理の不徹底、表示事項や品質確保に関する認識不足等が考えられます。

そこで、農林水産省では、肥料の保証成分の確保、適切な原料の管理や表示の適正性の確認を行うことができるように、肥料の保証成分確保、適切な原料管理、表示の適正性に影響を与えるポイントを明らかにし、肥料事業者の皆様の自主的な生産管理に資する事項を『肥料事業者のための自主的管理マニュアル』（以下、「本マニュアル」という）としてまとめました。

本マニュアルでは、様々な肥料の種類・製造方法を通じて共通する事項を中心に、それぞれの違反原因ごとに改善点をまとめた「違反逆引き編」、それぞれの改善点ごとに、具体的な対策をまとめた「改善策編」から構成されており、違反の裏側にある複数の原因を管理することで、違反の防止につなげていただくものとなっています。

本マニュアルが、肥料のより適切な品質管理、生産管理の一助となれば幸いです。

※本マニュアルにおいて、「肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）」については、「肥料法」と表記しております。

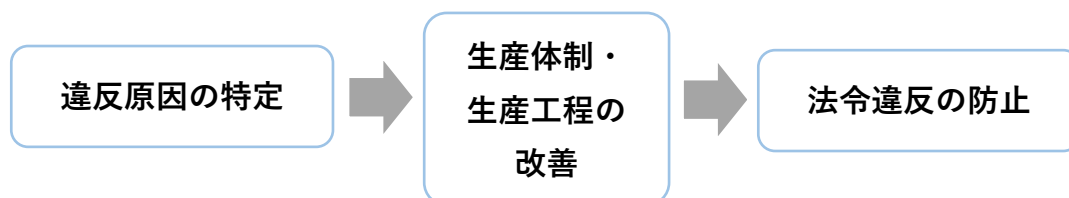
本書の使い方

1. 第1部 違反逆引き編について

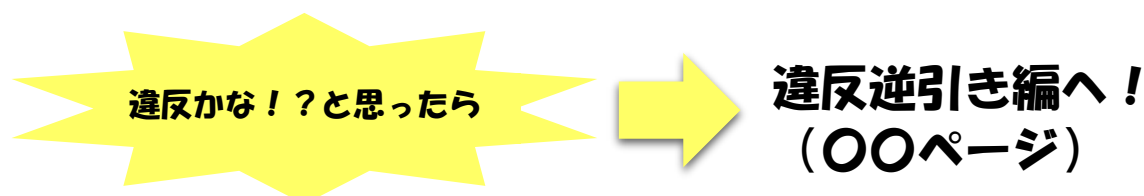
肥料に関する違反は大きく表示違反と保証成分量不足に分けられます。
違反した場合、様々な不利益を被ることがあります。



違反には、それぞれ関係する原因があります。違反ごとにその原因を明らかにし、改善を行うことで、違反を未然に防ぐことができます。

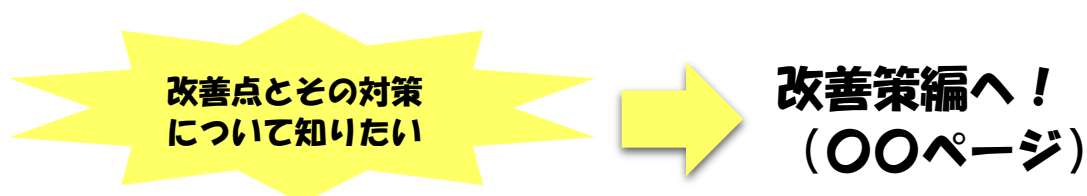


本マニュアル第1部は、それぞれの違反原因ごとに改善点が特定できるよう、
【違反逆引き編】として構成しています。



2. 第2部 改善策編について

法令違反にはそれぞれ共通する改善点があります。それぞれの改善点ごとに、必要な体制の整備や書類の作成・備え付け等について特定できるよう、第2部は【改善策編】として構成しています。



本マニュアルの第2部の改善事例は、業務改善や品質管理に取り組む、肥料事業者様の事例を紹介事例としてまとめたものです。ご紹介した取組み事例を参考に、ぜひ現場でご活用ください。

目 次

はじめに

本書の使い方

1. 第1部 違反逆引き編について
2. 第2部 改善策編について

第1部 違反逆引き編

1. 原料の表示違反
2. 指定配合肥料における成分表示違反
3. その他保証票の表示違反（原料表示及び成分表示を除く）
4. 保証票以外の表示違反
5. 保証成分量の不足
6. 重金属等違反
7. その他の法令違反（公定規格不適合等）

第2部 改善策編

1. 法令の理解不足対策
2. 社内での作業手順の整備対策
3. 社内での確認・情報共有システム改善対策
4. OJT 等の教育手順の整備対策
5. 使用した原料等に関する記録の整備対策
6. 設備の定期メンテナンス・点検対策

第3部 資料編

1. 関係法令リンク集
2. その他肥料関係リンク集
3. 肥料の登録申請又は届出書の提出先一覧
 - （1）申請・届出書の提出先
 - （2）指定混合肥料の提出先
4. 肥料の登録・届出等手続きに関する問い合わせ先リスト

第1部 違反逆引き編



コンプライアンス君

**肥料の違反にはどんなものがあるかな…
どんなことが原因になっているかな…**

【第1部】違反逆引き編

1. 原料の表示違反

違反事例 >> こんな違反をしないようにご注意ください！！

使用した原料の記載脱落

- 作業者の認識不足により、保証票に記載する原料の分類を混同してしまったため、使用した原料の保証票への記載脱落が生じた。
- 作業者の確認不足により、使用原料の変更に伴う保証票の記載内容の変更を失念してしまったため、使用した原料の保証票への記載脱落が生じた。

記載順位誤り

- 窒素全量を保証又は含有する原料について、窒素全量の分量の多い順に記載すべきところ、作業者の認識不足により、原料の使用割合の多い順に記載したため、記載順位に誤りが生じた。
- 原料を変更した際、それに伴う記載内容の変更についての確認体制が不十分であったため、記載順位に誤りが生じた。
- 食品工業汚泥と動植物原料を混合して汚泥肥料を製造していて、確認体制が不十分であったため、食品工業汚泥の配合量が多い月にその内容を保証票の原料の順位に反映しなかったため、記載順位に誤りが生じた。

原料の種類名の誤記

- 原料の変更を行ったため、訂正した表示のシールを添付することにより表示の訂正対応をしようとしたが、作業指示不徹底のためシールの添付を失念し訂正していなかったため、誤記が発生した。

未使用原料の記載

- 作業者同士の引継ぎ時に確認事項が伝達されておらず、原料の変更を保証票に反映しなかったため、未使用原料を記載してしまった。



違反別改善対策逆引きチェックリスト

前項で取り上げた違反事例は、法令に対する理解不足や情報共有体制の不備といった、いくつかの共通した原因に起因して発生しています。生産する肥料が適切に管理されているか、以下のチェックリストにより確認してみましょう。

- 製造設計時、原料の変更時等に原料表示が法令に違反しないよう、作業者や責任者が法令について十分に理解していますか。

はい

いいえ →…法令の理解不足対策（29 ページ）

- 製造設計時、原料・表示の変更時、肥料の製造時や作業員の異動時等に、設計のミスや指示のミスが起こらないよう、社内で確認・情報共有するための体制や手順等は定めていますか。

はい

いいえ →…社内での確認・情報共有システム改善対策（35 ページ）

- OJT*等を通じて、作業者に対し十分な技能の教育を行っていますか。

はい

いいえ →…OJT 等の教育手順の整備対策（41 ページ）

- 使用した原料等に関して、製造後に分かるように記録を整備していますか。

はい

いいえ →…使用した原料等に関する記録の整備対策（43 ページ）

※OJT（On-the-Job Training、オン・ザ・ジョブ・トレーニング）：日常業務を通じた従業員教育のこと。業務現場における日常的経験の積み重ねによって就業スキルを向上させていくというもの。



ワンポイントアドバイス

使用した原料の表示については、重量順、又は、窒素全量の分量の割合の多い順に表示する必要があります。

原料表示が法令に違反しないよう、OJT や社内研修を通して法令について十分に理解するとともに、製造時にミスが起こらないよう、社内の確認体制をしっかり整備しておきましょう。

【コラム】肥料入門

コンプライアンスについて① 肥料法違反により起こりうること

肥料法を違反すると、どのようなことになるのでしょうか。

●肥料法違反に伴う様々なリスク

肥料法違反があった場合は、生産・販売の中止と自主回収の必要が生じるだけでなく、その違反した事実が公表され、取引先の信頼を失いかねません。

また、肥料法においては、①原料又は材料の不適正使用（肥料法第4条違反）、②原料の種類の不適正記載や保証成分量の含有不足（肥料法第20条違反）等の違反行為を行った場合、違反した者は、「3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する※」（肥料法第36条）」ことがあります。（※「併科」とは、この場合、懲役と罰金の双方を同時に科すことを意味します。）さらに、従業員等が業務に関して違反行為をした場合、行為者を罰するほか、その法人に対しても1億円以下の罰金刑が科されることがあります（肥料法第40条）。

他にも、原料を偽装表示した肥料を販売した場合、不正競争防止法違反（虚偽表示）の罪に問われることがあります。

日頃から自主的な管理を行うことで、重大な違反を未然に防ぐことができます。



ちょっとした不注意が、大きな損害につながることもあるワン！

2. 指定配合肥料における成分表示違反

違反事例 >> こんな違反をしないようご注意ください！！

保証できない成分を保証

- 確認不足により、使用原料の変更に伴う保証票の記載内容の変更を失念してしまった。
- 設計変更時、作業者の確認不足により、誤って変更前の設計書を元に保証票を作成してしまった。

保証すべき成分の脱落

- 設計時、作業者の確認不足により、原料に保証されている保証成分量を見誤ったため、表示が脱落した。

※当マニュアルはこれまでの違反事例をもとに作成しているため、新しくできた指定混合肥料の内、従来と同じである指定配合肥料のみについて記載しています。



違反別改善対策逆引きチェックリスト

前項で取り上げた違反事例は、法令に対する理解不足や情報共有体制の不備といった、いくつかの共通した原因に起因して生じています。生産する肥料が適切に管理されているか、以下のチェックリストにより確認してみましょう。

- 製造設計時、原料の変更時等に原料表示が法令に違反しないよう、作業員や責任者が法令について十分に理解していますか。

はい

いいえ →…法令の理解不足対策（29 ページ）

- 製造設計時、原料・表示の変更時、肥料の製造時や作業員の異動時等に、設計のミスや指示のミスが起こらないよう、社内で確認・情報共有するための体制や手順等は定めていますか。

はい

いいえ →…社内での確認・情報共有システム改善対策（35 ページ）



ワンポイントアドバイス

指定配合肥料を設計する際、保証成分量は使用した原料の保証成分や原料の分析値に配合割合を乗じて得た値を超えない範囲で設定する必要があります。

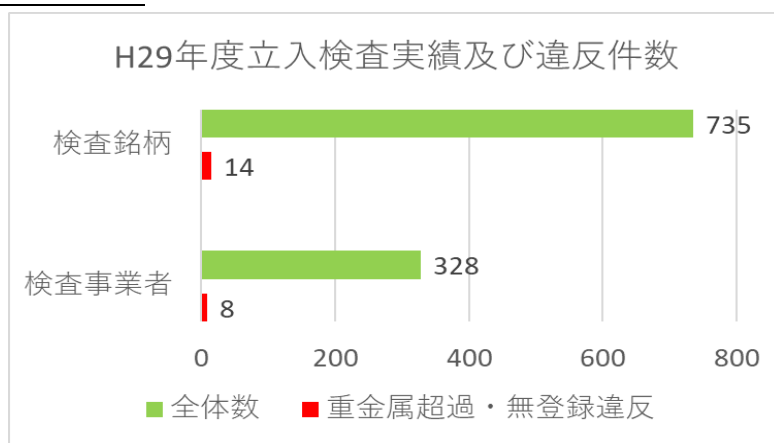
保証成分量を設定する際は、保証しなければならない成分、保証できない成分について法令の内容を十分に理解するようにしましょう。

【コラム】肥料入門

コンプライアンスについて② 肥料法違反の現状

毎年どのくらい、肥料法違反が起きているのでしょうか。

- 行政機関が肥料法における立入検査等に入る件数のうち、違反が発覚する確率は数%にとどまっており、大多数の肥料事業者は、法令をしっかりと遵守しています。
- 重金属超過肥料の製造や無登録肥料の製造等の重大な違反をする事業者数は少数です。



基本的な事項を守れば、重大な違反を未然に防ぐことができるワン！

3. その他保証票の表示違反（原料表示及び成分表示を除く）

違反事例 >> こんな違反をしないようご注意ください！！

生産年月に係る誤記・記載脱落

- 印字機の作動不良により、欄外表示される予定であった生産年月の印字がされなかったため、記載が脱落した。
- 委託会社に袋の印字を委託していたところ、委託先の作業者が法令について理解しておらず、生産年の記載を省略してしまった。



違反別改善対策逆引きチェックリスト

前項で取り上げた違反事例は、法令に対する理解不足や情報共有体制の不備といった、いくつかの共通した原因に起因して生じています。生産する肥料が適切に管理されているか、以下のチェックリストにより確認してみましょう。

- 製造設計時、原料の変更時等に原料表示が法令に違反しないよう、作業者や責任者が法令について十分に理解していますか。

はい

いいえ →…法令の理解不足対策（29 ページ）

- 製造設計時、原料・表示の変更時、肥料の製造時や作業員の異動時等に、設計のミスや指示のミス、設備不良等が起こらないよう、社内で確認・情報共有するための体制や手順等は定めていますか。

はい

いいえ →…社内での確認・情報共有システム改善対策（35 ページ）

- 製造時等に、表示等に齟齬が起こらないよう、書類等により作業手順を定めていますか。

はい

いいえ →…社内での作業手順の整備対策（31 ページ）

- 袋詰めを担当するアルバイトや委託会社による作業を含め、OJT 等を通じて作業者に対し十分な技能の教育を行っていますか。

はい

いいえ →…OJT 等の教育手順の整備対策（41 ページ）

- 印字機の作動不良等が起こらないよう、設備の定期的なメンテナンス・点検を行っていますか。

はい

いいえ →…設備の定期メンテナンス・点検対策（45 ページ）



ワンポイントアドバイス

保証票の記載事項に不備が生じないように、法令について十分に理解するようにしましょう。

設備のメンテナンス・点検を定期的に行いましょう。

【コラム】肥料入門

コンプライアンスについて③ A 社による違反事例

過去に起きた具体的な違反事例について教えてください。

●損害請求を受けた A 社の例

A 社では、堆肥に化学肥料を混ぜて生産した肥料（特殊肥料に該当しないことを確認）を、有機肥料として販売していました。

肥料法違反の発覚後、ただちに製品の回収が行われましたが、当該肥料を有機肥料と思って使用していた有機農産物の生産農家は、その後 1 年間、有機農産物としての農産物出荷を停止することとなったほか、環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けられなくなりました。その結果、A 社は、当該肥料を使用して有機米を生産していた生産団体から、有機 JAS 認証や特別栽培農産物の生産・販売ができなくなったとして、約 5000 万円を超える損害賠償を求められました。



違反を起こさないためには、
継続的な管理・点検が大事だワン！

4. 保証票以外の表示違反

違反事例 >> こんな違反をしないようご注意ください！！

牛等由来たん白質に係る表示事項欠落

- 作業者の理解不足により、動物由来たん白質に係る表示と混同して牛等由来たん白質に係る表示をしていなかった。
- 原料の確認不足により、ゼラチン分解液に牛由来を使用していたにも関わらず、牛等由来たん白質に係る表示をしていなかった。



違反別改善対策逆引きチェックリスト

前項で取り上げた違反事例は、法令に対する理解不足や情報共有体制の不備といった、いくつかの共通した原因に起因しています。生産する肥料が適切に管理されているか、以下のチェックリストにより確認してみましょう。

- 製造設計時、原料の変更時等に表示が法令に違反しないよう、作業者や責任者が法令について十分に理解していますか。

はい

いいえ →…法令の理解不足対策（29 ページ）

- 表示のミスが起こらないよう、社内を確認・情報共有するための体制や手順等は定めていますか。

はい

いいえ →…社内での確認・情報共有システム改善対策（35 ページ）



ワンポイントアドバイス

保証票以外の表示についても注意が必要です。例えば、動物由来原料を使用した場合には、欄外に牛等由来たん白質に係る表示等が必要です。法令について十分に理解し、定められた内容を適切に記載してください。

【コラム】肥料入門

コンプライアンスについて④ 肥料法改正

肥料法改正の概要について教えてください。

●肥料法の改正について

堆肥や産業副産物資源の有効活用、農家ニーズに柔軟に対応した肥料生産を推進するため、令和元年12月に「肥料取締法の一部を見直しする法律」が公布され、令和2年12月1日から、法律の名称が「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」に改正されるとともに、指定混合肥料制度が施行されました。これにより、これまで配合が認められていなかった堆肥と化学肥料等を混合した肥料が届出のみで生産できるようになりました。

品質低下しない配合の組み合わせや、届出での生産が認められる加工方法等について、肥料事業者自らによる法令を遵守した肥料の生産・品質管理がより一層求められています。

※農林水産省ホームページ：肥料制度の見直しについて

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/seidominaoshi.html



これまで以上に、自主的な管理が
大事になってくるワン！

5. 保証成分量の不足

違反事例 >> こんな違反をしないようご注意ください！！

設計上の保証成分量不足

- 作業者の確認不足により、設計変更を反映せずに、保証成分量を満たさない肥料を設計してしまい、その設計に基づき肥料を生産・販売してしまった。

その他保証成分量不足

- 作業者の確認不足により、肥料の反応・配合が不均一になり、保証成分量が不足してしまった。
- 台ばかりの点検が不十分であったため、実際に肥料に含有する成分が保証成分を下回った肥料を生産・販売してしまった。
- 生産時、原料の投入量の確認が不十分であったため、実際に肥料に含有する成分が保証成分を下回った肥料を生産・販売してしまった。
- 銘柄切り替え時の設備の清掃が不十分であったため、直前で生産した銘柄の肥料の成分の影響を受け、実際に肥料に含有する成分が保証成分を下回った肥料を生産・販売してしまった。



違反別改善対策逆引きチェックリスト

前項で取り上げた違反事例は、法令に対する理解不足や情報共有体制の不備といった、いくつかの共通した原因に起因して生じています。生産する肥料が適切に管理されているか、以下のチェックリストにより確認してみましょう。

- 製造指図書、日報等の書類による原料の投入量の確認や定期的な品質管理等、保証成分量不足を防止するために社内で確認・情報共有するための体制や手順等は定めていますか。

はい

いいえ →…社内での確認・情報共有システム改善対策（35 ページ）

- 反応や配合の不均一等が生じないように、反応時間や投入順序等について、書類等により適切な作業手順を定めていますか。

はい

いいえ →…社内での作業手順の整備対策（31 ページ）

- 原料投入時に異常が生じた際、使用した原料等に関して詳細を確認できる書類等を整備していますか。

はい

いいえ →…使用した原料等に関する記録の整備対策（42 ページ）

- 台ばかりのセッティングの不備等が起こらないよう、定期的にメンテナンス・点検は行われていますか。

はい

いいえ →…設備の定期メンテナンス・点検対策（45 ページ）

ワンポイントアドバイス



製品の成分が保証成分量を下回ることがないように、定期的な品質管理や設備点検を行いましょう。

【コラム】肥料入門

コンプライアンスについて⑤ 肥料販売業者届

インターネットオークションで肥料を販売しても大丈夫ですか。

●必ず販売業者の届出を！

インターネットオークションやフリマアプリなどを通じて個人間で取引する場合であっても、繰り返し肥料を販売する場合は、肥料販売業を行っていると見なされ、個人であっても販売を行う者が、肥料法に定める「販売業者」に該当する可能性があります。

肥料の販売を業とする者（販売業者）は、肥料法第 23 条の規定に基づき、事業場の所在地を管轄する都道府県知事に販売業務に関して届出を行うことが義務付けられています。届出を行わないで業として肥料を販売した場合、肥料法の罰則が科される場合があります。

※農林水産省ホームページ：販売業者の届出等に関する手続きについて

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/180717.html



手続きについては、農林水産省又は事業場の所在地を所管する都道府県の肥料担当部署にお問い合わせいただくようお願いします。



どんな形態でも、責任をもって肥料を生産・販売することが大事だワン！

6. 重金属等違反

違反事例 >> こんな違反にご注意ください！！

重金属超過

- 汚泥肥料について、登録時以降は重金属分析をしておらず、認識がないまま、重金属が基準を超過している肥料を製造していた。
- 原料変更時、重金属分析をせずに製品を生産し、重金属が基準を超過した肥料を製造していた。

その他の有害成分超過

- 輸入肥料について、登録時以降有害成分の分析をしておらず、輸入元から送られる分析結果の確認が不十分であったため、輸入した製品中の有害成分が基準を超過してしまった。



違反別改善対策逆引きチェックリスト

前項で取り上げた違反事例は、法令に対する理解不足や情報共有体制の不備といった、いくつかの共通した原因に起因して生じています。生産する肥料が適切に管理されているか、以下のチェックリストにより確認してみましょう。

- 製品の有害成分量や原料の制限等、法令に違反しないよう、作業員や責任者が法令について十分に理解していますか。

はい

いいえ →…法令の理解不足対策（29 ページ）

- 生産時や原料の変更時等に、変更の内容、実施した重金属試験成績等について、社内を確認・情報共有するための体制や手順等は定めていますか。

はい

いいえ →…社内での確認・情報共有システム改善対策（35 ページ）

- 生産時や原料の変更時等に、原料について重金属等の分析を行い、生産した製品の重金属等が基準を超過しないよう書類等を整備して管理していますか。

はい

いいえ →…使用した原料等に関する記録の整備対策（42 ページ）



ワンポイントアドバイス

汚泥肥料等を生産する場合は、原料について定期的な重金属分析を行いましょう。特に、原料の切り替えや生産設備の変更時には、改めて重金属分析を行い、成分の状況を把握して、適切な成分の肥料を製造するようにしましょう。

【コラム】肥料入門

コンプライアンスについて⑥ 肥料情報システム

肥料に関する手続きをオンラインで行うことはできますか。

●肥料情報システムを活用ください

肥料に関する各種手続きのうち農林水産大臣に対して行うもの（国に対して行うもの）については、手数料の振込が必要な申請等の一部の手続きを除きオンライン申請が可能となりました。オンライン申請をご利用いただくことで、届出書の窓口への持ち込みや郵送手続きが不要になる他、オンライン上で肥料銘柄ごとのデータを管理できるようになり、作業の効率化、更新日が近い肥料銘柄データを確認することにより、登録更新の手続き忘れも防ぐことができます。

まずはホームページ（「肥料情報システム」で検索）をご確認いただき、利用申し込みを行ってください。

※農林水産省ホームページ：肥料情報システムについて

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html



オンラインを積極的に活用して
効率的にデータ管理だワン！

7. その他の法令違反（公定規格不適合等）

違反事例 >> こんな違反にご注意ください！！

法令で認められていない原料の使用

- 堆肥を生産していたが、作業者の確認不足及び確認体制の未整備により、法令でその使用が認められていないし尿汚泥を、原料として追加してしまった。
- 作業者の認識不足及び確認体制の未整備により、指定配合肥料の原料肥料として、無登録の米ぬか油かすを使用してしまった。
- 銘柄切り換え時の設備の清掃が不十分であったため、直前で生産した銘柄の影響を受け、公定規格上認められていない原料が混入してしまった。

異物の混入

- 生産設備の点検が不十分であったため、部品の破損やその兆候に気づかず、製品に部品の破片が混入してしまった。
- 同一の設備で複数の銘柄を生産した際に、前銘柄で使用した原料が設備内に付着していることに気づかずに次の銘柄を生産したため、本来使用しないはずの原料が混入してしまった。



違反別改善対策逆引きチェックリスト

前項で取り上げた違反事例は、法令に対する理解不足や情報共有体制の不備といった、いくつかの共通した原因に起因して生じています。生産する肥料が適切に管理されているか、以下のチェックリストにより確認してみましょう。

- 使用が認められていない原料の使用等、法令に違反しないよう、作業者や責任者が法令について十分に理解していますか。

はい

いいえ →…法令の理解不足対策（29 ページ）

- 原料の変更時や作業者の異動時等に、社内で確認・情報共有するための体制や手順等は定めていますか。

はい

いいえ →…社内での確認・情報共有システム改善対策（35 ページ）

- 生産設備の破損や銘柄切り替え時の混入が起こらないよう、設備の定期的なメンテナンス・点検を行っていますか。

はい

いいえ →…設備の定期メンテナンス・点検対策（45 ページ）

ワンポイントアドバイス



普通肥料や特殊肥料を生産する際、法令で認められていない原料等を使用していないかしっかり確認しましょう。特に、堆肥に対する汚泥の使用や、指定配合肥料に対して登録・届出していない原料や法令で認められていない材料（例：指定配合肥料に使用できない発酵促進材等）の使用が行われていないか確認してください。

【コラム】肥料入門

コンプライアンスについて⑦ 肥料等試験法

肥料を分析する際の分析法について教えてください。

●肥料等試験法により分析を

肥料の公定規格では、肥料の分析法として、(独)農林水産消費安全技術センター（FAMIC）で開発された「肥料等試験法」を使用するよう規定しています。

「肥料等試験法」に収載された分析法は、法令の改正による肥料の種類や肥料成分の追加、分析機器や分析技術の進歩に合わせ、毎年改正を重ねてきました。肥料登録申請時に分析結果を添付する際は、肥料等試験法に収載された分析法を用いて分析するようにしてください。

※FAMIC ホームページ：肥料関係試験法等

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub9.html>



自社工場内で日常的な品質管理に
使用する分析法は簡易法で良いワン！

第2部 改善策編



コンプライアンス君

**改善策にはどんなものがあるかな…
どんなことが違反の防止につながるかな…**

【第2部】改善策編

1. 法令の理解不足対策

「自分を信じよう。勉強して、もっと良い世界を築いていこうという気持ちを忘れないで。」 —メアリ・マクロード・ブスーン—

肥料生産の基本として、肥料関連法令、環境関連法令、景品表示法、廃棄物処理法等、肥料の製造、販売に係る法令を順守することが必要です。知らないうちに法令違反を起こしていたという事態を防ぐためにも、製造、販売に関与する関係者が常に法令順守を意識しながら業務に従事することが重要です。

改善策 >> 違反を防ぐために

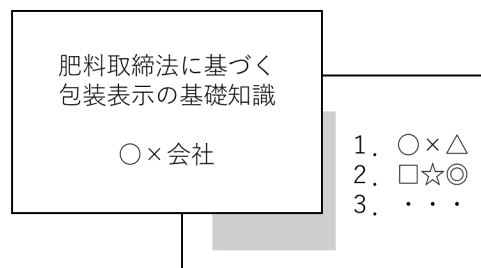
- 製品が法令等に定められた規格に適合していることを確認する。
- 製品に使用されている原料の表示等、保証票の表示内容が適正であることを確認する。
- 常に最新の通知等の内容を、社内規定や手順書に反映させ、関連部署で情報を共有する。手順書等の改定を行った場合は、改定の記録を残す。
- 法令等の改正により新たに必要となった手続きは、通知等に基づき、新たにどのような手続きが必要となったかを必ず確認し、不明であれば都道府県や農政局、農水省や FAMIC 等に問合せを行う。
- 外部内部での定期的な研修を通して、作業員に必要な知識の共有を図る。
など

改善事例 内部研修の取り組み

（１）社内での研修会

業務改善や社員同士の知識の共有のために研修会を社内で行うことも有効です。

A 社では、定期的に外部研修に参加するほか、そこで配布された資料や行政機関が公表している資料等を用いて社内でも研修を行っています。法令に関する基礎知識をベテラン社員が新入社員に教えることで、業務に必要な知識を共有しています。



取組例 関係法令集

（１）肥料を管轄する行政機関のサイトでの収集

農林水産省や FAMIC 等のホームページで、肥料関係法令についての最新の情報を提供しています。

必要な情報がいつでも手に入るよう、資料室を設けるなど、社員がいつでも最新法令を確認できるようにすることで、法令違反を未然に防ぐことができます。



（農林水産省ホームページ：肥料）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/

（FAMIC ホームページ：肥料関係法令）

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub1.html>

2. 社内での作業手順の整備対策

「ごくわずかの例外を除き、原則と手順を理解していれば、問題は実務的に解決できる」ードラッカー

業務を行う作業者に、その作業手順に関する必要な知識や技能がなければ、作業ミスが発生し、重大な事故や法令違反につながる可能性があります。業務に必要な技量をもつ作業者の育成を図るためにも、社内での作業手順に関する書類の整備は重要です。

改善策 >> 違反を防ぐために

- 作業者同士が作業の流れを確認できるように作業手順書を作成する。
- 「責任者」、「実施者」、「点検内容」、「実施時期」、「記録の内容」等の各項目について定めた、作業点検記録を作成する。
- 適切な製品が製造、出荷されていることを確認するため、原料の受け入れから製品の出荷までの各工程において、「作業手順」、「品質基準」、「品質基準の確認方法と頻度」、「記録の方法」、「実施者及び責任者」等を定めた生産工程を管理するための生産工程管理表を作成する。

など

改善例 1 作業点検簿の記録

(1) 重量点検簿による作業内容の記録

作業者が肥料の袋詰め作業前に、日常点検簿を用いて計量台に汚れや異物がないか等の確認を行うことで、肥料の正味重量不足を防止することができます。

●重量計の日常点検簿の例

重量計の日常点検簿					
点検月日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
点検者	鈴木	佐藤	山田	田中	山口
設置状態（水平の確認）	○	○	○	○	
計量皿やその周辺の汚れ、 異物の有無の確認	○	△ 使用時清掃済	○	○	○
ゼロ点戻り確認	○	○	○	○	○
普段測定している試料の重量（一番使う重さ）の分銅を載せ、重量表示を確認。	○	○	○	○	○
異常なし：○、異常あり：×					

(2) 混合時間記録簿による作業内容の記録

混合時間が少ないと肥料成分が均一に混合されず、小分けにして包装した際に、保証成分量不足の製品が発生してしまうことがあります。作業者が混合時間記録簿を用いて混合時間を記録し、混合時間が一定以上確保されていることを確認することで、保証成分量不足の製品の発生を防ぐことができます。

● 混合時間記録簿の例

混合時間記録簿				
	佐藤	牛尾	小田	川口
肥料の名称	有機入り 123 号	有機入り 123 号	有機入り 123 号	有機入り 123 号
月日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
混合開始時間	10:00	10:10	10:20	10:40
混合終了時間	10:30	10:45	11:00	11:20
混合時間	30 分	35 分	40 分	40 分
確認者	市川	市川	市川	市川

(3) 製造工程チェックシートの作成

製造工程チェックシートを作成し、肥料の製造を始める前にチェック項目を参照するとともに、工程が進む度に各項目に間違いがないか確認をすることで、法令違反を防ぐことができます。

●製造工程チェックシートの例

製造工程チェックシート

1	重量計の日常点検	原料の重量を測定する前に計量器が正しく動くか確認 (P46:重量計の日常点検簿)	
2	原料受入	原料に異物が混入していないか、異常などがないか確認	
3	混合器の点検	混合器が動くことを確認 (P47:混合器の日常点検記録簿)	
4	原料投入	投入する原料と投入量が正確か確認 (P43:製造記録による管理)	
5	混合開始時	適正混合時間を確保するため開始時刻を記録 (P33:混合時間記録簿)	
6	混合停止時	適正混合時間を確保するため終了時刻を記録 (P33:混合時間記録簿)	
7	重量計の日常点検	製品の重量を測定する前に計量器が正しく動くか確認 (P46:重量計の日常点検簿)	
8	計量	製品に異物が混入していないか、計量器等に異常などがないか確認	
9	袋詰め		
10	製品の出荷へ		

33. 社内での確認・情報共有システム改善対策

「人は誤りを起こす生き物である。」 —不明—

違反の未然防止のためには、複数の作業員による確認が大切です。作業員同士で確認を行い、情報共有を図ることによって、重大な事故や法令違反を未然に防ぐことができます。確認を確実に実施するため、確認体制又は情報共有体制をあらかじめ構築しておくことが重要です。

改善策 >> 違反を防ぐために

- 製品の製造・開発、品質管理を確実に実施するため、責任者や役割分担、業務の流れ等をあらかじめ定め、確認体制や情報共有の流れを決めておく。
- 製造や品質に関するチェックリストや手順書を個別に定め、必ず漏れなく確認できるようにしておく。
- 1人での確認作業は不適合を見落とすこともあるので、2人で確認する等、複数回チェックを心がける。
- 原料変更に関する情報を社内で共有するため、目につきやすい場所に情報を掲示する、メールで発信する等の手順を定める。何らかの理由で担当者を急遽換えなければならない場合でも、必要な作業が伝達されるよう、書類を作成しその保管場所を共有しておく。
- 原料等の変更の際には、包装等の変更を、1人ではなく複数名で確認する等、複数回確認する。

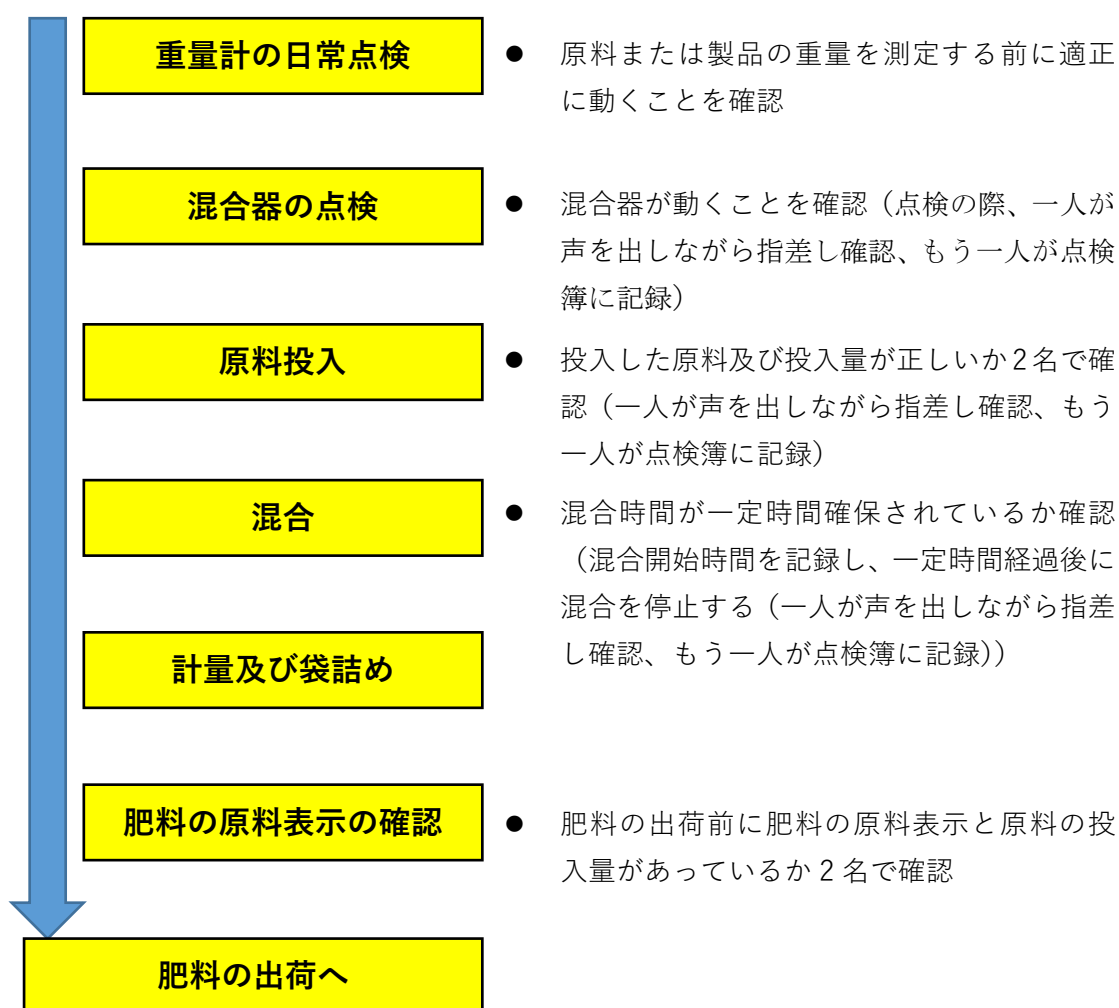
など

改善事例 1 2人体制での業務内容の確認

(1) チェックシートによる2人体制での確認

原料投入から出荷までの各工程において、複数人で業務内容を確認すること
も有効です。原料とその投入量が正しいか、投入した原料と袋の原料表示が合っ
ているか等、2名以上で確認しましょう。

●2人体制でのチェック方法の例



改善事例２ 保証票チェックの記録

（１）簡易チェックシートによる保証票の確認記録

新規に登録した登録肥料等については、新しく作成した保証票に誤りがないか、簡易チェックシートを用いて確認を行うことで、法令違反を未然に防ぐことができます。

●化成肥料の保証票簡易チェックシートの例

化成肥料等の登録肥料保証票 簡易チェックシート		
項目	確認方法・内容	判定 (○・×・該当なし)
登録番号	登録証に記載の内容と同じであることを確認する	
肥料の種類	登録証に記載の内容と同じであることを確認する	
肥料の名称	登録証に記載の内容と同じであることを確認する	
保証成分量(%)	登録証に記載の内容と同じであることを確認する	
原料の種類	窒素全量を保証又は含有する原料が多い順に並んでいることを確認する	
材料の種類、 名称及び使用 量	生産時に使用した以下の材料について、表示されているか確認する ・組成均一促進材 ・着色材 ・効果発現促進材 ・硝酸化成抑制材 ・摂取防止材	
	原料肥料に含まれている以下の材料について、表示されているか確認する ・硝酸化成抑制材 ・摂取防止材	
正味重量	正味重量が記載されていることを確認する	
生産した年月	生産した年月が記載してあることを確認する	
生産業者の氏 名又は名称及 び住所	登録証に記載の内容と同じであることを確認する	
生産した事業場の 名称及び所在地	登録申請書（更新申請書、変更届出）に記載された内容と同じであることを確認する	

改善事例3 チェックシートによる確認

(1) 指定配合肥料用の原料使用可否に関するチェックシートの作成

指定配合肥料の原料を変更する場合は、原料の使用可否に関するチェックシートを用いて、認められていない原料が使用されていないことを確認しましょう。

(次ページにチェックシートの例を掲載)

●指定配合肥料のチェックシートの例

●年●月●日 ●時 担当者氏名：●● ●●

指定配合肥料（原料肥料の保証成分量に基づく場合）のチェックシート		確認欄
1	天災地変により登録証又は仮登録証に記載された規格に適合しなくなった肥料（事故肥料）を使用していないか	
2	農薬を使用していないか	
3	液状の肥料を使用していないか	
4	汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物を使用していないか	
5	牛、めん羊または山羊由来の原料を使用した肥料であるか ○原料に使用されている肥料が①、②、③のいずれかの場合は使用可能 ① 摂取防止措置済みの（パームアッシュ等の摂取防止材を使用した）肥料 ② 原料加工措置済みの肥料（FAMIC の以下のリンクのホームページに公表された肥料） http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/fert_yobouseizou.pdf http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/fert_yobouyunyu.pdf ③ 以下の2つのいずれかの措置済みの肥料である 1. 動植物質以外の原料または当該原料以外のみを原料とする肥料を全重量の50パーセント以上の含有量となるよう配合する方法 2. 当該肥料を動植物質以外の原料で被覆する方法 ○①から③の措置を行っていない肥料は使用できない	 
6	硝酸化成抑制材が使用している肥料であるか ○原料肥料に使用されている硝酸化成抑制材が①から④のいずれかの場合は使用可能 ① アミジノ-2-チオウレア ② 4-アミノ-N-(1,3-チアゾール-2-イル)ベンゼンスルホンアミド ③ N-(2,5-ジクロルフェニル)サクシナミド酸 ④ ジシアンジアミド ○原料肥料に使用されている硝酸化成抑制剤が①から④ではない硝酸化成抑制材の場合は、指定配合材料に使用できない	

(2) 製造工場チェックシートの作成

製品管理を確実に実施するため、製造工場チェックシートを作成し、工場全体の確認体制を決めておくことも有効です。工場ごとに各生産銘柄の使用原料や機器のチェックを行い、客観的に判断できるようにすることで、法令違反を未然に防ぐことができます。

●製造工場チェックリストの例

製造工場チェックシート			
点検者		確認日	○月○日
工場名		肥料名称	
届出変更	☐ 届出事項の変更有 (有なら届出事項変更届出へ)		
原材料	☐ 原料 原料名／配合割合 原料名／配合割合 原料名／配合割合 原料名／配合割合 原料名／配合割合 ☐ ☐ 材料の使用有無 原産地/仕入先 原産地/仕入先 原産地/仕入先 原産地/仕入先 原産地/仕入先		
荷姿	☐ 袋 ・ ☐ バラ ・ ☐ フレコン		
機械点検	■ 攪拌機 ■ 篩い機 ■ ペレタイザー ■ 充填機 ■ 計量機 ■ シール機 ■ パレタイザー ■ その他 (☐ 社内 ☐ 社内 ☐ 社内 ☐ 社内 ☐ 社内 ☐ 社内 ☐ 社内 ☐ 社内) ☐ メーカー ☐ メーカー ☐ メーカー ☐ メーカー ☐ メーカー ☐ メーカー ☐ メーカー ☐ メーカー		
作業・測定記録	☐ 計量記録 ☐ その他 ()		
その他			

4. OJT 等の教育手順の整備対策

「人間は、元々そんなに賢くありません。
勉強して修行して、やっとまともになるのです。」—瀬戸内寂聴—

書類等により作業工程や作業手順を定めるだけでは、作業者に必要な技能を伝えることは難しいです。肥料を適切に生産するために必要な知識や技能について、教育手順を定め、教育訓練を的確に実施することによって、書類だけでは伝わらない、違反防止のための管理ノウハウを共有することが重要です。

改善策 >> 違反を防ぐために

- 業務に必要な知識や技能を設定し、その能力を獲得できるよう教育訓練の手順を決める。教育訓練を計画的に行い、作業員の業務に対する知識の習得、意識向上や技能のスキルアップを図る。
- 作業員が業務を行う能力を有していることを証明するため、実施した教育訓練の内容、実施方法等を記録し、教育訓練の効果を検証できるようにする。
など

5. 使用した原料等に関する記録の整備対策

「記憶に頼るな、記録に残せ。」 —野村 克也—

製品の透明性を確保し、必要な時に確認・点検が行えるよう、原料に関する記録類を整備することは重要です。様式等を定め、必要な情報を確実に記録・管理することができるよう、保管場所や整理方法についてもあらかじめ定めておきましょう。

改善策 >> 違反を防ぐために

- 原料ごとに受け入れ規格を決め、当該規格を満たす原料のみを受け入れる旨の契約、同意書又は覚書等を原料の供給者と取り交わす（この際、供給者側と交渉し、例えば、契約事項の一つとして、供給者の管理状況について事業者が確認できるような規定を入れることにより、原料管理の確認を行うことなども効果的と考えられる）。
- 原料の供給者から提供される原料の分析結果、あるいは自社での分析結果等を確認し、前述の受け入れ規格に適合した原料であることを確認する。なお、外部に分析を依頼しているような場合は国際的な認証を取得している分析機関を選ぶ、自社の場合は定期的にクロスチェックで外部機関と分析結果の比較を行うなど、信頼性の高い結果を得られるようにし、分析結果のチェックは、責任者を決めた上で、複数人でチェックする。また、原料の供給者の管理状況等を調査し、適切な管理が行われていることを確認する。
- 肥料の製造時に使用した原料や材料等について、記録する。
- 適切な製品が製造、出荷されていることを確認するため、原料の受け入れから製品の出荷までの各工程において、「作業手順」、「品質基準」、「品質基準の確認方法と頻度」、「記録の方法」、「実施者及び責任者」等を定めた生産工程を管理するための手順書を作成し、実施した記録を残す。

など

改善事例 1 製造記録による管理

一連の肥料の生産単位ごとに、いつ、どの銘柄を、どのような原料や材料を使用して製造したかについて記録し、当初の予定通りに原料が投入されているか等を確認しましょう。出荷前に、記録を元に保証票等の表示が正しいかを確認することで、表示違反の発生を防ぐことができます。

※設備や計器などの点検項目の例については、46 ページの改善事例 1 日常点検（計量器等の機器点検）を参照。

（１）製造指示の記録

●製造の指示をした記録簿の例

製造指示書	製造指示書の作成者		生産年月日
			令和〇年〇月〇日
肥料の名称	副産カリーそだつ		
製造量	〇〇〇 k g		
使用する設備・計器	型番	備考	
原料供給機	〇〇		
混合器	〇〇		
乾燥機	〇〇		

（２）原料等の投入量の記録

●原料投入量の記録簿の例

原料指示書		原料指示書の作成者		生産年月日
				令和〇年〇月〇日
肥料の名称		副産カリーそだつ		
作業員	山田	投入量確認者	佐藤	
名前		投入量	残量	
副産加里肥料		300 kg	1,700 kg	
鉄入り副産カリ		300 kg	2,200 kg	
硫酸カリウム		150 kg	2,500 kg	
塩化カリウム		150 kg	2,700 kg	
組成均一化促進材（ゼオライト）		150 kg	10,000 kg	

（３）製造後の製品の管理記録

一連の肥料の生産単位ごとに、出荷前に肥料の包材等の表示（原料表示）と突合すると、製造したものの適正を確認することができます。

●製造記録管理簿の例

管理記録簿	管理記録簿の作成者	
	管理年月日	令和○年○月○日
	製造年月日	令和○年○月○日
肥料の名称	副産カリーそだつ	
製造量	○○○ k g	
使用する設備・計器	型番	備考
原料供給機	○○	
混合器	○○	
乾燥機	○○	
名前	投入量	残量
副酸加里肥料	300 kg	1,700 kg
鉄入り副酸カリ	300 kg	2,200 kg
硫酸カリウム	150 kg	2,500 kg
塩化カリウム	150 kg	2,700 kg
組成均一化促進材（ゼオライト）	150 kg	10,000 kg

6. 設備の定期メンテナンス・点検対策

「日々点検、日々向上。」—不明—

機械の不備等により、予期しない配合割合の異常や異物の混入が発生する恐れがあります。設備点検の手順や点検項目を定め、作業者が確実に設備を点検・メンテナンスできる体制を構築する必要があります。

改善策 >> 違反を防ぐために

- 設備及び機器は生産する肥料の目的・用途・製造規模等に適した性能を持ち、かつ作業者によって維持・管理が可能なものを用いる。
- 過去に異常を起こした箇所や、異常を起こしやすい箇所を把握・特定し、点検の方法を定めて定期的な点検を行う。
- 計量や配合に用いる機器は、定期的に、校正・検定の実施や配合の均一性等を検証し、条件に合った精度が維持されていることを確認する。
- 設備及び機器が適切な状態に維持管理するため、「点検、点検箇所、点検（校正・検定）頻度、点検（校正・検定）方法」を文書に整理した上で、実施者及び責任者を定め、点検（校正・検定）の都度、日時や実施者、不具合の有無、不具合が見つかった際には当該不具合の是正措置の詳細などを記録する。

など

改善事例 1 日常点検（計量器等の機器点検）

（１）毎日の重量計の点検記録簿の作成

製品または原料の重量を測定する前に、重量計の日常点検簿を用いて点検を行いましょう。

●重量計の日常点検簿の例

重量計の日常点検簿					
点検月日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
点検者	山口	山田	佐藤	伊藤	斉藤
設置状態（水平の確認）	○	○	○	○	○
計量皿やその周辺の汚れ、異物の有無の確認	○	○	○	○	○
ゼロ点戻り確認	○	○	○	○	○
使用頻度の高い分銅を載せ、重量表示を確認。	○	○	○	○	○
異常なし：○、異常あり：×					

(2) 毎日の原料供給機の点検記録簿の作成

原料供給機を使用する前に、混合器に汚れなどがないか、動作が正常かなどについて、点検記録簿を用いて点検を行いましょう

●原料供給機の日常点検簿の例

原料供給機の日常点検簿					
点検月日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
点検者	山口	山田	佐藤	伊藤	斉藤
機械が適正に動くか確認	○	○	○	○	○
機械に異音聞こえないか確認	○	○	○	○	○
原料投入前に他の原料が入っていないか確認	○	○	○	○	○
原料が固結していないか確認	○	○	○	○	○
異常なし：○、異常あり：×					

(3) 毎日の混合器の点検記録簿の作成

混合器を使用する前に汚れなどがないか、動作が正常か、点検を行ってから使用しましょう。

●混合器の日常点検簿の例

混合器の日常点検簿					
点検月日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
点検者	山田	山田	佐藤	伊藤	斉藤
混合容器の中に汚れ、異物の有無の確認	○	○	○	○	○
原料を入れずにプロペラが動くことを確認	○	○	○	○	○
異常なし：○、異常あり：×					

(4) 毎日の乾燥機の点検記録簿の作成

乾燥機を使用する前に汚れなどがないか、動作が正常か、点検を行ってから使用しましょう。設計時よりも多い水分量の原料を使用すると保証成分不足の原因になることもあるため、乾燥機内の温度を定期的に確認しましょう。

●乾燥機の日常点検簿の例

点検者	山田		内田		野島		児島	
点検月日	○月○日		○月○日		○月○日		○月○日	
使用前の確認	正常		正常		正常		正常	
開始時間	08:00	○℃	9:30	○℃	8:00	○℃	7:50	○℃
温度計測	10:00	○℃	11:30	○℃	10:00	○℃		
	12:00	○℃	13:30	□℃	12:00	□℃		
	14:00	○℃	15:30	○℃	14:00	△℃		
	16:00	○℃	17:30	×℃	16:00	○℃		
終了時間	17:00	◎℃	19:30	○℃	18:00	○℃		
運転時間	00:00							

第3部 資料編



コンプライアンス君

1. 関係法令リンク集

法令	URL	QR コード
肥料の品質の確保 等に関する法律	http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torihou.htm	
肥料の品質の確保 等に関する法律施 行令	http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torirei.htm	
肥料の品質の確保 等に関する法律施 行規則	http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torikisoku.html	
告示	http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub1_kokuji.html	
通知	http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub1_tuti.html	

2. その他肥料関係リンク集

掲載する事項	リンク先	QR コード
肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（公定規格）	http://www.famic.go.jp/ffis/fert/kokuji/60k0284.html	
肥料関係試験法等	http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub9.html	
肥料登録銘柄検索システム	https://fertilizer-search.secure.force.com/FertilizerRegistrationSearch/	
肥料情報システムを利用したオンライン申請等に係る手続きについて	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html	
肥料の委託生産に係る肥料の品質の確保等に関する法律上の取扱いについて	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/180829.html	
生産設備の賃借による肥料の生産について	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/200825_12.html	
肥料を自ら施用する者からの委託を受けて、肥料を配合する行為に係る肥料の品質の確保等に関する法律上の取扱いについて	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/seiyoutaku.html	
分析検査成績に適用する許容差の見直しについて	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/kyoyosa.html	
汚泥肥料中の重金属管理手引書について	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/tebikiso.html	

掲載する事項	リンク先	QR コード
BSE に関する肥料規制について	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/hiryobse.html	
汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/caesium/index.html	
肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法について	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/hiryou/kennsa.html	
クロピラリド関連情報	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/clopyralid/clopyralid.html	
石灰窒素中のメラミンの暫定許容値の設定について	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/cacn_melamine/index.html	
肥料販売届について	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/180717.html	
肥料登録証明書、肥料仮登録証明書及び指定混合肥料届出証明書の交付申請について	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/200825.html	
輸入肥料の税関における肥料の品質の確保等に関する法律上の確認事務について	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/200825_13.html	
肥料用消石灰の警告表示による注意喚起について	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/lime/index.html	
新たな配合ルールに関するQ&A	https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/attach/pdf/seidominaoshi-16.pdf	

3. 肥料の登録申請又は届出書の提出先一覧

(1) 申請・届出書の提出先

		区分等	生産/ 輸入	使用原料や製法等による登録区分	提出先
肥料	普通肥料	登録肥料	生産	法第 4 条第 1 項第 1～6 号に該当する普通肥料 (例：尿素、汚泥肥料、化成肥料等)	農林水産大臣 (FAMIC 経由)
				法第 4 条第 1 項第 7 号に該当する普通肥料（石灰質肥料を含む） （例：有機質肥料、石灰質肥料等）	都道府県知事
			輸入/外国登録生産	—	農林水産大臣 (FAMIC 経由)
		指定混合肥料【届出】	生産/ 輸入	次頁（2）で説明	次頁（2）で説明
	特殊肥料【届出】	農水大臣の指定する米ぬか、堆肥、魚かす等 【混合特殊肥料】 特殊肥料＋特殊肥料	生産/ 輸入	—	都道府県知事

(2) 指定混合肥料の提出先

		使用原料等	生産/ 輸入	原料として使用される普通肥料の登録区分	書類の提出先
指定混合肥料	指定配合肥料	普通肥料 + 普通肥料 (単純配合・水造粒)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 (例：尿素、過石、化成肥料等を含む場合)	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合 (例：尿素、過石、化成肥料等を含まない場合)	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	指定化成肥料	普通肥料 + 普通肥料 (水造粒を含まない)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事へ提出
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	特殊肥料等入り指定混合肥料	普通肥料 + 特殊肥料	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及びその化合物のみ)及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)

(2) 指定混合肥料の提出先 (続き)

		使用原料等	生産/ 輸入	原料として使用される普通肥料の登録区分	書類の提出先
指定混合肥料	土壌改良資材 入り指定混合 肥料	普通肥料 + 土壌 改良資材	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及び その化合物のみ)及び6号に掲げる肥料 が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局 等)
				それ以外の場合	都道府県知事
		特殊肥料 + 土壌 改良資材	輸入	—	農林水産大臣(地方農政局 等)
			生産	—	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局 等)

4. 肥料の登録・届出等手続きに関する問い合わせ先リスト

(1) 大臣登録肥料の登録申請に関するお問合せ先

農林消費安全技術 センターの窓口	管轄する都道府県	お問合せ先
本部 肥飼料安全検査 部	茨城県、栃木県、群馬 県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新 潟県、山梨県、長野 県、静岡県	〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2- 1 さいたま新都心合同庁舎 検 査棟 TEL 050-3797-1830 FAX 048-600-2372
札幌センター	北海道	肥飼料検査課 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10-4- 1 札幌第 2 合同庁舎 TEL 050-3797-2716 FAX 011-261-6737
仙台センター	青森県、秋田県、岩手 県、宮城県、山形県、 福島県	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3- 15 仙台第 3 合同庁舎 TEL 050-3797-1888 FAX 022-293-3933
名古屋センター	富山県、石川県、福井 県、岐阜県、愛知県、 三重県	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館 TEL 050-3797-1896 FAX 052-232-2107

農林消費安全技術 センターの窓口	管轄する都道府県	お問合せ先
神戸センター	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目3番7 TEL 050-3797-1906 FAX 078-304-7425
福岡センター	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	〒813-0044 福岡県福岡市東区千早3-11-15 TEL 050-3797-1918 FAX 092-682-2943

(2) 大臣登録・届出肥料の変更等に関するお問合せ先

地方農政局等の 窓口	管轄する都道府県	お問合せ先
北海道農政事務所 消費・安全部農 産安全管理課	北海道	〒064-8518 北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2 番 22 号 エムズ南 22 条ビル TEL 011-330-8815 FAX 011-520-3056
東北農政局 消費・安全部農 産安全管理課	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎 TEL 022-221-6097 FAX 022-217-8432
関東農政局 消費・安全部農 産安全管理課	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨 県、長野県、静岡 県	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さ いたま新都心合同庁舎 2 号館 TEL 048-740-5229 FAX 048-601-0548
北陸農政局 消費・安全部農 産安全管理課	新潟県、富山県、 石川県、福井県	〒920-8566 石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金 沢広坂合同庁舎 TEL 076-232-4006 FAX 076-232-4007
東海農政局 消費・安全部農 産安全管理課	岐阜県、愛知県、 三重県	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 農林 総合庁舎 1 号館 TEL 052-746-1315 FAX 052-220-1362

地方農政局等の 窓口	管轄する都道府県	お問合せ先
近畿農政局 消費・安全部農 産安全管理課	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山 県、	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町 TEL 075-414-9035 FAX 075-417-2149
中四国農政局 消費・安全部農 産安全管理課	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1 号 岡山第2合同庁舎 TEL 086-223-7673 FAX 086-224-7714
九州農政局 消費・安全部農 産安全管理課	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1 号 熊本地方合同庁舎 TEL 096-300-6130 FAX 096-211-9700
沖縄総合事務局 農林水産部消 費・安全課	沖縄県	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1 号 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-1672 FAX 098-860-1195

**(3) 都道府県登録・届出肥料の登録申請・変更等に関する問い合わせ先
(2021 年 3 月時点)**

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
北海道	北海道農政部 生産振興局技術普及課農業環境係	〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 TEL 011-204-5429 FAX 011-232-1091
青森県	青森県農林水産部 食の安全・安心推進課環境農業グループ	〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1 TEL 017-734-9353 FAX 017-734-8086
岩手県	岩手県農林水産部 農業普及技術課	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 TEL 019-629-5656 FAX 019-629-5664
宮城県	宮城県農政部 みやぎ米推進課 環境保全班	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 TEL 022-211-2846 FAX 022-211-2849
秋田県	秋田県農林水産部 水田総合利用課 土壌・環境対策班	〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1 TEL 018-860-1785 FAX 018-860-3898
山形県	山形県農林水産部 農業技術環境課 生産環境担当	〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1 TEL 023-630-3419 FAX 023-630-2456

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
福島県	福島県農業総合センター 安全農業推進部 指導・有機認証課	〒963-0531 福島県郡山市日和田町高倉字下中道 116 TEL 024-958-1708 FAX 024-958-1727
茨城県	茨城県農林水産部 農業技術課 生産技術・環境担当	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6 TEL 029-301-3936 FAX 029-301-3937
栃木県	栃木県 農業環境指導センター 検査課	〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 1030-2 TEL 028-626-3086 FAX 028-626-3012
群馬県	群馬県農政部 技術支援課 生産環境室 農業環境保全係	〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 TEL 027-226-3036 FAX 027-221-8681
埼玉県	埼玉県 病虫害防除所	〒360-0102 埼玉県熊谷市須賀広 784 TEL 048-539-0662 FAX 048-539-0663
千葉県	千葉県 農林総合研究センター 検査業務課	〒266-0044 千葉県千葉市緑区大金沢町 941-1 TEL 043-291-1875 FAX 043-291-1876

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
東京都	東京都家畜保健衛生所 肥飼料検査センター	〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-20-28 TEL 042-524-6701 FAX 042-523-4287
神奈川県	神奈川県農業技術セン ター 病虫害防除部	〒259-1204 神奈川県平塚市上吉沢 1617 TEL 0463-58-0333(内線 393) FAX 0463-59-7411
山梨県	山梨県農政部 農業技 術課 鳥獣害対策担当	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 TEL 055-223-1618 FAX 055-223-1622
長野県	長野県農政部 農業技 術課 環境農業係	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 TEL 026-235-7222 FAX 026-235-8392
静岡県	静岡県経済産業部 農 業局 地域農業課 農産 環境班	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6 TEL 054-221-2689 FAX 054-273-1123
新潟県	新潟県農林水産部 農 産園芸課 生産環境係	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4-1 TEL 025-285-5511(内線 2927) TEL 025-280-5296(ダイヤルイ ン) FAX 025-280-5217

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
富山県	富山県農林水産部 農業技術課 エコ農業推進係	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り 5 番 13 号 富山興銀ビル TEL 076-431-4111(内線 3886) TEL 076-444-8292(ダイヤルイン) FAX 076-444-4409
石川県	石川県農林水産部 農業政策課 消費安全グループ	〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 TEL 076-225-1111(内線 4635) TEL 076-225-1661(ダイヤルイン) FAX 076-225-1618
福井県	福井県農林水産部 流通販売課 エコ農業・食料安全グループ	〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号 TEL 0776-21-1111(内線 3024) TEL 0776-20-0419(ダイヤルイン) FAX 0776-20-0649
岐阜県	岐阜県農政部 農産園芸課 クリーン農業係	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 TEL 058-272-1111(内線 2868,2869) TEL 058-272-8436(ダイヤルイン) FAX 058-278-2692

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
愛知県	愛知県農業水産局 農政部 農業経営課 管理・肥料農薬取締グループ	〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2 TEL 052-961-2111(内線 3661) TEL 052-954-6408(ダイヤルイン) FAX 052-954-6931
三重県	三重県農林水産部 農産園芸課 環境農業班	〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 TEL 059-224-2543(ダイヤルイン) FAX 059-223-1120
滋賀県	滋賀県農政水産部 農業経営課 環境・獣害対策係	〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1 TEL 077-528-3842 FAX 077-528-4882
京都府	京都府農林水産部 農産課 環境にやさしい農業推進係	〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町 TEL 075-414-4959 FAX 075-414-4974
大阪府	大阪府環境農林水産部 農政室推進課 地産地消推進グループ	〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 22 階 TEL 06-6210-9595(直通) FAX 06-6614-0913

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
兵庫県	兵庫県農政環境部 農林水産局 農産園芸課 花き果樹班	〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-3449(内線 4067) FAX 078-362-4092
奈良県	奈良県食と農の振興部 農業水産振興課 農産物ブランド戦略係	〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地 TEL 0742-27-7442 FAX 0742-22-9521
和歌山県	和歌山県農林水産部 農業生産局 果樹園芸課 農業環境・鳥獣害対策室	〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1 TEL 073-432-4111(内線 2905,2913) TEL 073-441-2905(直通) FAX 073-428-3072
鳥取県	鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 暮らしの安心推進課	〒680-8570 鳥取県鳥取市東町 1-220 TEL 0857-26-7284 FAX 0857-26-8171
島根県	島根県農林水産部 農畜産課 農畜政グループ	〒690-8501 島根県松江市殿町 1 TEL 0852-22-5138 FAX 0852-22-6043
岡山県	岡山県農林水産部 農産課 安全農業推進班	〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下 2-4-6 TEL 086-226-7422 FAX 086-224-1278

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
広島県	広島県農林水産局 農業技術課 農業生産管理グループ	〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 TEL 082-513-3585 FAX 082-223-3566
徳島県	徳島県農林水産部 もうかるブランド推進課 安全安心農業担当	〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1-1 TEL 088-621-2411 FAX 088-621-2856
香川県	香川県農政水産部 農業経営課 環境・植物防疫グループ	〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 TEL 087-832-3411 FAX 087-806-0203
愛媛県	愛媛県農林水産部 農業振興局 農産園芸課 環境農業係	〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4-4-2 TEL 089-912-2555 FAX 089-912-2564
高知県	高知県農業振興部 環境農業推進課 研究安全管理担当	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 1-7-52 TEL 088-821-4861 FAX 088-821-4536
山口県	山口県農林水産部 農業振興課 農業技術班	〒753-8501 山口県山口市滝町 1-1 TEL 083-933-3366 FAX 083-933-3399

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
福岡県	福岡県農林水産部 経営技術支援課 生産資材係	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-651-1111(内線 3966) TEL 092-643-3572(直通) FAX 092-643-3516
佐賀県	佐賀県農林水産部 園芸課 環境保全型農業担当	〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59 TEL 0952-24-2111(内線 2334～6) TEL 0952-25-7120(直通) FAX 0952-25-7308
長崎県	長崎県農林部 農業経営課 環境班	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1 TEL 095-824-1111(内線 2933) TEL 095-895-2933(直通) FAX 095-895-2591
熊本県	熊本県農林水産部 生産経営局 農業技術課 植物防疫・農薬監視班	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1 TEL 096-383-1111(内線 5357) TEL 096-333-2381(直通) FAX 096-381-8491
大分県	大分県農林水産部 地域農業振興課 安全農業班	〒870-8501 大分県大分市大手町 3-1-1 TEL 097-536-1111(内線 3661) TEL 097-506-3661(直通) FAX 097-506-1758

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
宮崎県	宮崎県農政水産部 農業経営支援課 普及企画担当	〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2-10-1 TEL 0985-26-0068 FAX 0985-26-7325
鹿児島県	鹿児島県農政部 経営技術課 生産環境係	〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1 TEL 099-286-2111(内線 2892) TEL 099-286-2891(直通) FAX 099-286-5593
鹿児島県	鹿児島地域振興局 農林水産部 農政普及課	〒892-8520 鹿児島県鹿児島市小川町 3-56 TEL 099-805-7273 FAX 099-805-7408
鹿児島県	南薩地域振興局 農林水産部 農政普及課	〒897-0031 鹿児島県南さつま市加世田東本町 8-13 TEL 0993-52-1342 FAX 0993-52-1341
鹿児島県	北薩地域振興局 農林水産部 農政普及課	〒895-8503 鹿児島県薩摩川内市神田町 1-22 TEL 0996-25-5530 FAX 0996-25-5672
鹿児島県	姶良・伊佐地域振興局 農林水産部 農政普及課	〒899-5212 鹿児島県姶良市加治木町諏訪町 12 TEL 0995-63-8146 FAX 0995-63-8216

都道府県	担当部署名	住所、電話番号、FAX 番号
鹿児島県	大隅地域振興局 農林 水産部 農政普及課	〒893-0011 鹿児島県鹿屋市打馬 2 丁目 16-6 TEL 0994-52-2138 FAX 0994-52-2147
鹿児島県	熊毛支庁 農林水産部 農政普及課	〒891-3192 鹿児島県西之表市西之表 7590 TEL 0997-22-0044 FAX 0997-22-1729
鹿児島県	大島支庁 農林水産部 農政普及課	〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町 17-3 TEL 0997-57-7333 FAX 0997-57-7277
沖縄県	沖縄県農林水産部 営 農支援課 農業環境班	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 TEL 098-866-2280 FAX 098-866-2309



令和 4 年 2 月 22 日作成

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1